様式第2（表面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「公表します。」を「公表されます。（併せて、都道府県のホームページ等において公表することがあります。）」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加え、同様式（裏面）中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改め、「政府」の下に「又は地方公共団体」を加える。

様式第3及び様式第3の2中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第4中「経済産業大臣名」を「都道府県知事」に改める。

様式第4の2、様式第5及び様式第7中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

様式第8中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に、「年　月　日付けの」を「年　月　日付けの」に、「確認しません」を「確認をしません」に、「確認しない理由」を「確認をしない理由」に改める。

様式第8の2中「経済産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第三十号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　　幹雄

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「重量」を「質量」に、「平成二十七年度までに六十四パーセント」を「平成三十二年度までに六十五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第二項の規定に基づき、ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

経済産業大臣　林　　幹雄

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「容器に」を「の原料に」に、「重量」を「質量」に、「平成二十七年度までに九十七パーセント」を「平成三十二年度までに七十五パーセント」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

規　則

○原子力規制委員会規則第四号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の㈠のｓの⑵の中欄5中「第九条の表第六号」を「第二十七条の表第十三号」に改め、同欄7中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同表の二の㈠の8の⑵の下欄6中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の㈠のｓの⑵の中欄5中「第九条の表第六号」を「第二十七条の表第十三号」に改め、同欄7中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改め、同表の二の㈠の8の⑵の下欄6中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この規則は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告　示

○法務省告示第百六十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年三月二十四日

法務大臣　岩城　光英

住所　堺市美原区さつき野西３丁目14番地６
柳甲柱　昭和10年１月８日生

住所　大阪市西成区南津守３丁目６番11号
全永秀　昭和９年４月７日生

住所　大阪市中央区島町２丁目２番２―1203号
金基殷　昭和10年11月16日生

住所　大阪市生野区田島４丁目19番６号
朴孟早　昭和13年11月４日生

住所　大阪市鶴見区茨田大宮２丁目９番30―405号
慎澄子　昭和30年11月25日生

住所　大阪市東住吉区中野１丁目６番４号
高孝治　昭和49年３月15日生

住所　大阪市中央区粉川町３番７―702号
任美恵子　昭和54年10月９日生

住所　千葉県市原市五井東２丁目２番地10
裵友江　昭和57年11月12日生

住所　愛媛県西条市福武甲1693番地５
劉丹　昭和53年２月14日生

住所　名古屋市熱田区野立町３丁目32番地
蔡裕美　昭和35年９月18日生

住所　名古屋市港区木場町９番地11
アリサ・ペレリオ・モリ　平成８年２月15日生

住所　京都市右京区西京極町ノ坪町15番地
アデマル・ミキオ・サトウ　昭和44年９月27日生

住所　福岡市博多区博多駅前３丁目７番９号
金善愛　昭和53年９月20日生

住所　静岡県御前崎市塩原新田15番地２
色慶　昭和48年12月１日生

住所　東京都江戸川区西小岩１丁目27番29―1207号
チアーゴ・ヒデキ・スドウ・シルヴェイラ　昭和58年３月12日生

住所　静岡県御殿場市印野1673番地５
林加溢　昭和57年６月４日生

住所　静岡県御殿場市印野1673番地５
アンジェ・ヤマシロ・ヒガ　昭和51年１月19日生

住所　横浜市中区根岸町３丁目198番地２
マサオ・デビット・ヤマシロ・ヒガ　平成６年８月29日生

住所　横浜市中区根岸町３丁目198番地２
トシヤス・イゴル・ヤマシロ・ヒガ　平成11年４月９日生

住所　横浜市西区西町10番16―303号
金潭兌　昭和29年９月29日生

住所　群馬県藤岡市藤岡2047番地９
申京子　昭和34年１月12日生

住所　群馬県藤岡市藤岡2047番地９
金桂仙　昭和59年１月８日生

住所　千葉県八千代市八千代台北17丁目14番26号
金桐花　昭和62年８月８日生

住所　千葉県市原市五井東２丁目２番地10
程静美　平成３年11月22日生

住所　愛媛県西条市福武甲1693番地５
劉丹　昭和53年２月14日生

住所　名古屋市港区木場町９番地11
蔡裕美　昭和35年９月18日生

住所　大阪府門真市幸福町10番14―206号
アデマル・ミキオ・サトウ　昭和44年９月27日生

住所　大阪市中央区粉川町３番７―702号
金詰平　平成３年６月６日生

住所　大阪市東住吉区中野１丁目６番４号
辛信幸　昭和62年９月22日生